

## 豊後大野市自動販売機設置事業者募集要項

豊後大野市では、市有財産の有効活用を図るため、自動販売機（以下自販機）の設置業者を一般競争入札により公募します。

参加される方は、次の各事項を承諾の上、お申込みください。

### 1. 入札物件

入札物件は別表「貸付物件一覧表」のとおりとします。

### 2. 設置条件等

#### (1) 契約について

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付けることとし、賃貸借契約となります。

#### (2) 貸付期間

令和8年8月1日～令和11年3月31日まで（2年8か月）

※自動販売機の搬入、設置については施設管理者と協議すること。

#### (3) 設置自販機の種類

物件番号1 清涼飲料水の自販機（缶・瓶・ペットボトル等密閉容器の販売。）

#### (4) 設置者の費用負担

##### ①貸付料

貸付料の総額（契約金額）は、落札価格に契約月数を乗じ、建物の貸付については、消費税相当額を加えた金額（落札価格×32ヶ月×1.10）となります。

なお、年度ごとの貸付料は市が発行する納付書により市が指定する期日までに全額を一括納付してください。

##### ②光熱水費

電気使用料金は実費負担となりますので、設置する自販機には電気の使用量を計る子メーターを設置してください。

電気使用料は、豊後大野市が定める単価で算定した額とします。

なお、納入期限及び納付方法については別途協議することとします。

##### ③設置費等

自販機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

#### (5) 自販機の設置について

①本体規格については、物件の貸付寸法以内のものとしてください。

ただし、大きさに不具合が生ずる場合は市と協議するものとします。

②自販機の設置にあたっては、「自販機等の据付基準」（JIS規格）や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。

③自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めてください。

#### (6) 自販機の機能等について

- ①自販機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自販機の設置に務めてください。
- ②真空断熱材が採用されている機種としてください。
- ③「学習省エネ」「ピークカット」「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機器など環境負荷の軽減に努めてください。
- ④できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ⑤ タイマーによる電気調節等、閉庁日及び開庁日の勤務時間外については、自動販売機の照明を消灯することができる機種であること。

## (7) 維持管理について

### ①フルオペレーション

自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者の責任において適切に行ってください。

### ②容器の回収

販売する飲料の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置する等、適切に回収・リサイクルしてください。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行ってください。

### ③搬入・搬出

商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、施設管理者と協議のうえ、決定してください。

### ④衛生管理

「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。

### ⑤緊急連絡先

自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応してください。利用者からのクレームについては迅速かつ丁寧に対応してください。

### ⑥販売価格

販売品の売価は、設置事業者により任意に設定してください。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないでください。

### ⑦販売実績の報告

設置事業者は1カ月の販売実績(自販機1台ごとの販売本数及び金額)を集計し、翌月15日までに豊後大野市財政課管財係に販売実績報告書(任意の様式)を提出してください。

## (8) 禁止事項

- ①貸付物件を自販機設置以外の用途に使用することはできません。
- ②自販機設置の権利については、第三者に譲渡・転貸、又は他の権利を設定することはできません。
- ③貸付期間中は、自販機全部の販売を継続してください。設置事業者の都合で契約を解除した場合、当該年度の貸付料は返還できません。
- ④酒類の販売は行うことはできません。

## (9) 原状回復

設置事業者は、貸付物件を貸付期間が満了する日までに、契約が解除された場合は市が指定する日までに、原状に回復してください。

なお、設置事業者は原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても市に対して補償を請求することができません。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

### 3. 入札及び開札の日時

日 時 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 10 : 00 ~  
場 所 豊後大野市本庁舎 4 階 入札室

### 4. 入札参加申込期間等

申込期間 令和 8 年 6 月 10 日 (水) ~ 令和 8 年 6 月 23 日 (火)  
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分 (土・日・祝日を除く)  
申 込 豊後大野市財政課管財係 (豊後大野市役所本庁舎 4 階)  
※電話・郵送による申込はできません。

### 5. 入札参加資格要件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしているものでなければなりません。

- (1) 個人の場合は豊後大野市内に住所を、法人の場合は豊後大野市または近隣の市に本店又は支店・営業所を有していること。
- (2) 過去 2 年間に於いて、自販機設置業務 (自らが管理・運営するものに限る。) の実績を有していること。
- (3) 次の各号に該当する者は入札に参加できません。
  - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者。
  - ② 市税を滞納しているもの。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団。または、これらの暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者。
  - ④ 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

### 6. 入札参加の申込方法等

#### (1) 申込方法

入札参加申込書に必要事項を記入・押印 (実印) のうえ、申し込みに必要な書類を添えて受付期間内に豊後大野市財政課管財係 (豊後大野市役所本庁舎 4 階) まで直接持参してください。

#### (2) 提出書類

- ① 入札参加申込書 (第 1 号様式)
- ② 市税完納証明書
- ③ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- ④ 誓約書 (第 2 号様式)
- ⑤ 販売予定品目一覧表 (第 3 号様式)  
※任意様式でも可 (商品名、容器種別、内容量、販売予定価格の分かるもの)
- ⑥ 設置予定自販機の仕様が分かる資料

- ⑦上記「5. 入札参加資格要件(2)」の実績を証明する書類(任意様式)  
(例)契約書の写し

## 7. 入札

### (1) 入札時に持参するもの

- ①入札参加申込書の写し(申し込み受付時にお渡ししたもの)
- ②実印
- ③法人の場合は、代表者印を持参すること。

なお、代理人が入札する場合は、代表者印を押印した委任状と、代理人の認印が必要になります。

### ④入札書

### (2) 入札の方法

- ①入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(実印)のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。
- ②入札書に記載する入札金額は、1か月間の貸付料の金額(消費税及び地方消費税に相当する額は加算しない金額)を記載してください。
- ③入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、当該代理人をして、委任状を提出してください。

### (3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効になります。

- ①入札者として資格の無い者のした入札。
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- ③2通以上の入札書を提出した者の入札
- ④入札金額を訂正した入札
- ⑤入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
- ⑥前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

## 8. 再度入札

### (1) 再度入札

- ①開札をした場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- ②再度入札の回数は、1回以内とします。

## 9. 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、豊後大野市が定める予定価格以上の最高の価格をもって入札した者とします。
- (2) 設置事業者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて設置事業者を決定します。  
この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札に関係のない豊後大野市職員にくじを引かせます。

## 10. 契約の締結

設置事業者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

- (1) 公有財産貸付申請書(本市様式)を提出してください。

- (2) 設置場所における自販機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出してください。
- (3) 設置事業者は、決定の通知を受けた日から7日以内に自動販売機の設置にかかる貸付契約書を締結していただきます。
- ①貸付契約は、総額（貸付が建物、落札金額×32か月×1.10）で行います。
  - ②本件契約締結に関して必要な費用（印紙税等）は、落札者の負担となります。
  - ③印紙税の取り扱いについて、建物の貸付の場合、収入印紙は必要ありません。
  - ④本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなります。

#### 11. その他

本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行例、豊後大野市財産規則、豊後大野市契約事務規則、その他関係法令の定めるところによります。

本件入札に関する問い合わせ先  
豊後大野市三重町市場 1200 番地 豊後大野市役所 4 階  
豊後大野市財政課管財係  
☎ 0974-22-1001（内線 2428）